

議案第四七號

三朝町公布式条例の一部を改正する条例を次のように改める

昭和三十年六月二日提出

昭和卅一年六月貳日

三朝町長坂出雅
議決

三朝町議會議長天野廉

原案可決



昭和三十年三朝町条例第 号

三朝町公布式条例の一部を改正する条例

第二条第二項中「支所」とあるを「出張所」に改める

附 則

この条例は公布の日より施行し昭和三十年四月一日より適用する